



市からの通知・発送

◆介護用品支給チケット

【内容】介護保険で要介護4、5と認定された市民税非課税世帯の65歳以上の人を在宅で介護している家族へ、4月中旬に申請書を発送。

【問い合わせ先】

高齢者支援課 ☎66・1002

◆令和3年度固定資産税の納税通知書

【内容】市内に土地や家屋などを所有している人へ、4月上旬に納税通知書を発送。課税内容は同封の課税明細を確認。

【納付方法】

◆近畿2府4県のゆうちょ銀行や郵便局、全国のコンビニ各店舗で納付可(30万円を超える納付はコンビニではできません)。

緑の募金運動にご協力を

地域の森林保全活動を支援する緑の募金運動を5月31日(月)まで実施。自治会を通じて行う家庭募金のほか、職場募金などを行います。ご協力をお願いします。

▼詳しくは、森づくり推進委員会(農林課内) ☎66・1030へ。

高齢者の外出を支援します

高齢者の皆さんの買い物や食事、レクリエーション、通院などの外出を支援する令和3年度の乗車票を販売。路線バスや京都丹後鉄道、タクシーが一般の料金より割安で利用できます。タクシー券は乗り合わせ可。

路線バス(京都交通バス、自主運行バス)

- ◆市内の1乗車区間200円の乗車票
◆1冊5枚つづりを1,000円で販売
◆年度内に10冊まで購入可
※200円以上の区間が1枚の乗車票で乗車可

京都丹後鉄道

- ◆西舞鶴駅～丹後神崎駅を1乗車200円の乗車票
◆1冊5枚つづりを1,000円で販売
◆年度内に10冊まで購入可
※最高350円の区間が1枚の乗車票で乗車可

タクシー

- ◆市内移動で、1乗車の運賃が1,000円以上の場合に利用できる乗車票を販売
◆1冊5枚つづり5,000円分を2,500円で販売
◆年度内に5冊まで購入可

◆支払い用のバーコードのある納税通知書は、スマホアプリ(PayPay・LINE Pay)やクレジットカードでも納付可(右のコードからアクセス可。クレジットカード納付の場合、納付金額1万円までが100円(税別)、以降1万円を超えるごとに100円(税別)のシステム利用料がかかります)。



【問い合わせ先】税務課 ☎66・1027

母子家庭奨学金の申し込み

高校生までの子どもを養育している母子家庭の母親などを対象に、母子家庭奨学金の申し込みを受け付け中。いずれも年額。高校生は他の奨学金などとの併給調整あり。

【内容】◆乳幼児：11,000円◆小学生：21,500円◆中学生：43,000円◆高校生：64,000円

【その他】毎年申請が必要。年度途中で対象でなくなった場合は返納

【申し込み方法】5月31日(月)までに所定の用紙(子ども支援課に備え付け)で6月以降に申請した場合(月割で支給)

▼詳しくは、子ども支援課 ☎66・1094、西支所保健福祉係 ☎77・2253、中丹東保健所 ☎75・0856へ。

固定資産の価格などの縦覧 4月30日まで

所有している固定資産と市内の土地・家屋の価格が比較できる「固定資産縦覧帳簿」を見ることが出来ます。土地区分には所在地・地目・地積・評価額、家屋区分には所在地・家屋番号・用途・構造・床面積・評価額が記載。

【期間】4月30日(金)までの平日8時30分～17時

【場所】税務課(市役所本館2階)

【対象】固定資産税(土地・家屋)の納税者本人が委任状を持った代理人

◆課税台帳の閲覧 土地や家屋などの所有者、その代理人、借地・借家人は土地や家屋などの課税台帳を随時閲覧できます。免許証などの本人確認ができるものが必要。代理人は委任状・借地・借家人は契約が確認できる書類が必要。

▼詳しくは、税務課 ☎66・1027へ。

年1回の狂犬病予防注射 4月は定期集合注射

【日程】◆西・加佐地区：4月6日(火)～8日(木)◆東・中地区：4月13日(火)～15日(木)

【場所】市内の集会所など73か所(場所・時間は案内に記載)

【対象】生後9日以上の飼い犬(登録犬に

話で同課 ☎66・1001)が同係 ☎77・2252へ。当日受け付けはできません。

【その他】住民票発行や住所の異動などは取り扱いができません。《市民課

介護職従事者の研修に助成

◆介護職員初任者研修

【対象】市内在住か市内高齢者介護施設で介護などの仕事に従事し、市税に滞納がない人

◆介護福祉士実務者研修

【対象】市内高齢者介護施設で介護などの仕事に従事し、市税に滞納がない人(共通)

【内容】受講料の3分の2を助成(上限8万円、千円未満切り捨て)。教育訓練給付金との併給調整あり。

【申し込み方法】受講終了後1か月以内に所定の用紙で。

▼詳しくは、高齢者支援課 ☎66・1013へ。

文化財などの保全に補助

自治会や保存団体が行う地域の中で守られてきた文化財や伝統行事を後世に継承していくための事業に補助します。

【対象】◆文化財の修理◆収蔵庫の設置・修繕◆民俗芸能備品の購入・修繕◆民

は案内を送付)

【料金】◆登録犬：3,250円◆未登録犬：6,250円(登録手数料含む)

▼詳しくは、生活環境課 ☎66・1064へ。

トイレを使わなくなる時は清掃を

家屋の解体や引っ越し、水洗化工事などで汲み取り式トイレや浄化槽を使わなくなる場合は、最終汲み取り・浄化槽清掃、また、作業完了時には「最終汲み取り・浄化槽清掃届出書」の提出が必要。依頼は各地区担当のし尿収集業者へ。

《生活環境課》

Table with 3 columns: 業者名, 担当地区, 業務をしない日(※1)

(※1)年末年始やお盆は変更の場合あり。(※2)4月1日から、第2・4土曜日は業務を行いません。

俗芸能記録の作成◆民俗芸能教室の開催◆説明板の設置 等) 【申し込み方法】各自治会長あてに送付する申請書に必要事項を記入し、6月30日(木)までに文化振興課へ。 ▼詳しくは、文化振興課 ☎66・1019へ。

災害危険区域の追加指定

市では「舞鶴市災害危険区域に関する条例」に基づき、西神崎地区の一部を新たに災害危険区域に指定しました。同区域は、由良川の出水による危険が著しいと認める区域を、平成18年度から条例を制定し、順次指定しているもの。指定された区域では住宅の建築が規制されます(倉庫や車庫、店舗などは除く)。 ▼詳しくは、国・府事業推進課 ☎66・1047へ。

